

## 横浜市障害支援区分認定審査会運営要綱

制 定 平成 18 年 3 月 27 日健障福第 11668 号（局長決裁）

最近改正 平成 29 年 2 月 24 日健更相第 824 号（局長決裁）

### （目的）

第 1 条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）、横浜市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する条例（平成 18 年 3 月横浜市条例第 14 号）及び横浜市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する条例等施行規則（平成 18 年 3 月横浜市規則第 21 号）に定めるもののほか、横浜市障害支援区分認定審査会（以下「審査会」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

### （委員）

第 2 条 委員の互選により会長を定め、会長の指名により委員の中から副会長を定める。

また、副会長は、会長を補佐する。

- 2 委員は、自らが所属する合議体以外の合議体で審査判定業務を行うことはできない。
- 3 同一の委員は、原則として複数の合議体に所属することはできない。
- 4 会長及び副会長は全ての合議体の審査判定業務に係る助言を行うことができる。
- 5 市長は、委員が次のいずれかに該当するときは、委員を解嘱することができる。
  - (1) 職務上の義務に違反し、又はその職務を怠ったとき。
  - (2) 心身の故障のため、職務の遂行が困難であると認められるとき。
  - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が審査判定業務に従事することについて不適当であると認めたとき。

### （認定調査員との併任の禁止）

第 3 条 委員は、原則として障害支援区分認定調査員として障害支援区分認定調査に従事することはできない。

### （合議体の構成）

第 4 条 会長は、合議体を構成するにあたっては、保健・医療・福祉の各分野並びに身体障害・知的障害・精神障害の各分野の均衡に十分配慮した構成とするものとする。

る。

2 委員の学識経験の分野については、市長が委員ごとに指定する。

(合議体への諮問)

第5条 市長は、障害支援区分の認定案件（以下「認定案件」という。）の審査及び判定について、合議体の長に諮問するものとする。

2 区長は、介護給付費等の支給要否決定を行うにあたって必要があると認めるときは、合議体の長に意見を求めることができる。

(資料の事前送付)

第6条 合議体の長は、認定案件を審査及び判定する合議体に所属する委員に、当該認定案件に関する資料を合議体開催の3日前までに送付するものとする。

2 前項の規定は、前条第2項の規定により意見を求められた場合について準用する。この場合において、同項中「認定案件」とあるのは「意見聴取案件」と、「審査及び判定」とあるのは「審査」と読み替えるものとする。

(審査判定業務)

第7条 合議体は、市長から認定案件について審査及び判定を求められたときは、次に掲げる書類を基に、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号）に定める区分に基づき支援の度合いについて審査及び判定を行うものとする。

(1) 認定調査結果及び医師意見書の一部項目を用いて一次判定用ソフトによって判定された結果

(2) 特記事項の写し

(3) 医師の意見書の写し

2 合議体は、区長から介護給付費等の支給要否決定にあたって、意見を求められたときは、提出された資料を基に専門的見地から審査し、意見を述べるものとする。

(審査結果の報告)

第8条 合議体の長は、前条の規定による合議体での審査判定業務の結果をそれぞれ市長又は区長に報告する。

(委員が審査判定に加わることができない場合)

第9条 次のいずれかに該当する場合、当該委員は、当該審査対象者の審査判定業務を行うことはできない。

(1) 委員の所属する施設等に入所又は入院している審査対象者に係る審査判定業務

(2) 委員が所属する事業所等が障害福祉サービスを提供している審査対象者に係る審査判定業務

(3) 委員が医師意見書を作成した審査対象者に係る審査判定業務

2 前項の場合において、当該委員の所属する合議体において審査判定業務を行う場合、当該委員は、当該審査対象者の状況等について意見を述べることができる。

(合議体の庶務)

第10条 合議体の庶務は、健康福祉局障害福祉部障害者更生相談所が所管する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年11月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。